

官報電子化について



令和 6 年 5 月
内閣府官報電子化検討室

令和4年春 デジタル臨調に対する経済界からの要望

- 「官報の原本が慣習で紙媒体とされており、書面廃止やデータ再利用ができない」

令和4年6月 デジタル臨調「一括見直しプラン」決定

- 「インターネット版官報」も「官報」として位置付けるため、年内に「課題の洗い出し」を行う
→「立法措置の要否」が課題

令和4年12月 デジタル臨調「官報電子化の実現までの工程」決定

- 「内閣府において新法の立案作業を担う体制を構築」し、「できるだけ早期に法案を国会に提出」

令和5年3月～ 内閣府「官報電子化検討会議」開催（10月取りまとめ）

令和5年12月 「官報の発行に関する法律」成立・公布

- 官報を電子的に発行すること等を法定
- 公布の日から1年6月以内の施行

- ◆ 明治以来紙で発行されてきた官報を電子化。
- ◆ 法令公布の手段でもある官報の電子化は法制分野のDXの基盤に。

※1999年から「インターネット版官報」で官報情報を配信。他方、官報の発行に関する法律上の規定は存在しない。

経済界要望

- 官報の原本が慣習で紙媒体とされており、行政手続における書面の廃止やデータの再利用ができない
※商業登記法等で公告をしたことを証する書面として紙の官報を提出させている規定が12法律のほか政省令等に存在。会社等の登記申請の際は年間約13,500件から14,500件程度、紙の官報が提出されている。(内閣府調べ)

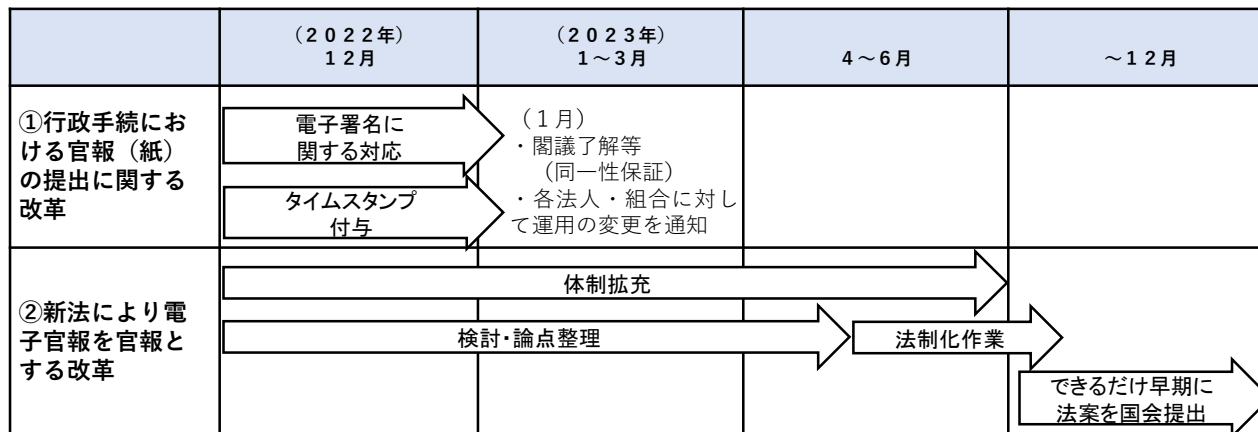
改革①：行政手続における官報（紙）の提出を不要に

- セキュリティ強化等を行い、閣議了解等により官報（紙）と「インターネット版官報」の同一性を保証
- 官報（紙）の書面添付を義務づけている行政手続（12法律等で規定）の運用を見直し

改革②：官報の発行に関する新法により電子官報を官報の正本として位置付け

- 内閣府において官報の発行に関する新法の立案作業を担う体制を構築し、検討を開始。年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出し、電子官報を官報の正本として位置付け。

◆官報電子化実現に向けた工程の概要



※その他、「インターネット版官報」の改善(一覧性のある目次付与、検索性の向上等)を実施

◆諸外国（いわゆる大陸法系諸国等）の状況

EU	法律へのアクセスの容易化、コスト削減、迅速な出版の保証を意図して、2013年に欧州委員会規則によりEU官報(電子)が正本に。
フランス	ペーパーレス化法によって2016年に官報の紙出版は終了し、電子版のみを公開提供することに。
ドイツ	本年12月、連邦法令官報の電子版を正本とすること等を内容とする改正法案が成立。

(出典) 株式会社ぎょうせい調査、国立印刷局調査等

官報の発行に関する法律のポイント

①官報の発行方法

- 官報掲載事項の情報に電子署名等を講じた上で、公衆が閲覧可能なウェブサイトに掲載することで官報を発行
 - ✓ 「官報」 = 官報掲載事項を記録した電子データ（内閣府のサーバに記録されたもの = 国民がウェブサイトからダウンロードしたもの※）
※電子署名等に係る電子証明書により真正性を担保
 - ✓ 官報の発行時点 = ウェブサイトにアップロードされた時点（閲覧可能になった時点）
- 災害・通信障害等の事情が生じた場合には、「書面官報」（官報掲載事項を記載した書面）を掲示することで官報を発行

②法令の公布は官報をもって行う

- 法令の「正本」 = 官報に掲載された法令のデータ（→「正本」として法令データの利活用）
- 法令の公布の時点（国民の知り得る状態に置かれた時点） = 法令を掲載した官報がアップロードされた時点（→公布の時点明確化）

③インターネットを利用することができない方への配慮の措置

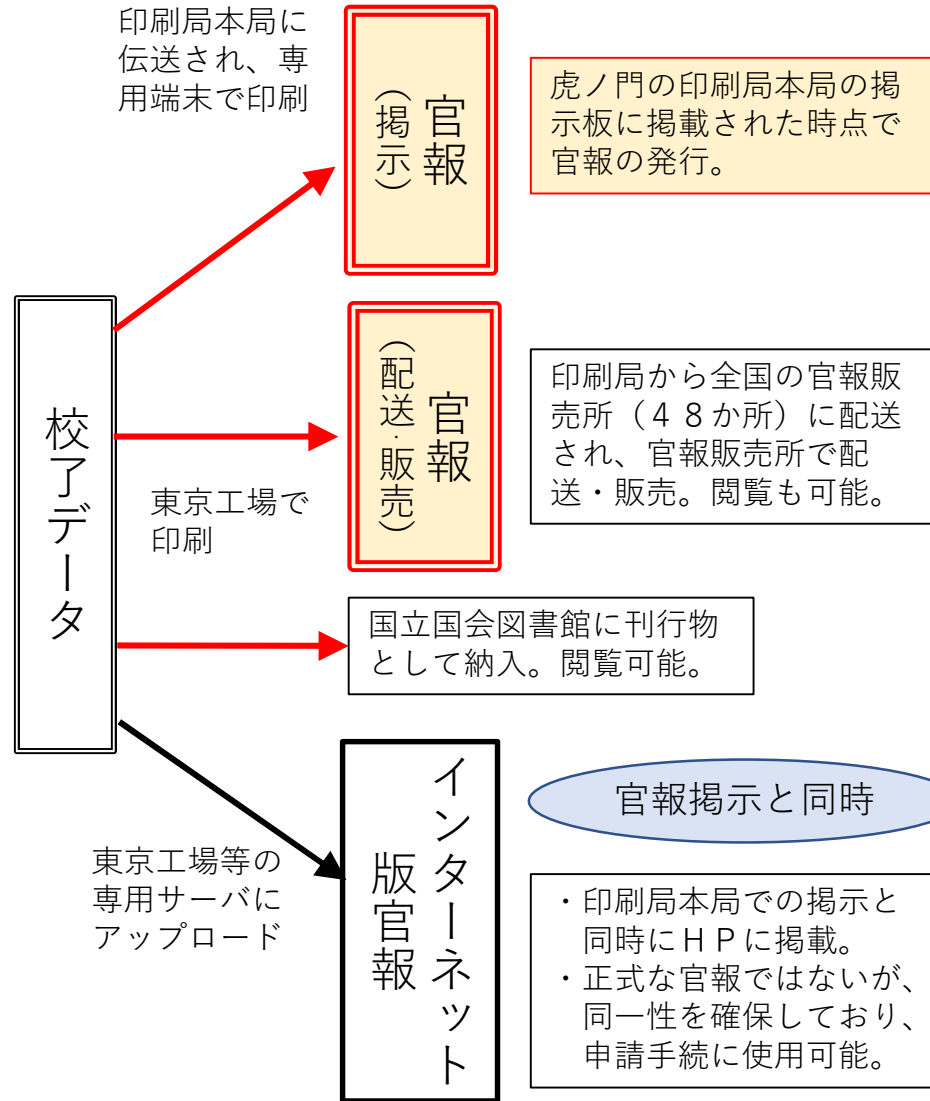
- 内閣府から委託を受けた者を通じ、官報掲載事項を記載した書面（≠「官報」）の交付等を実施
- 官報を電子的に閲覧することが可能な施設（インターネット接続端末が設置）の情報を公表

④長期公開

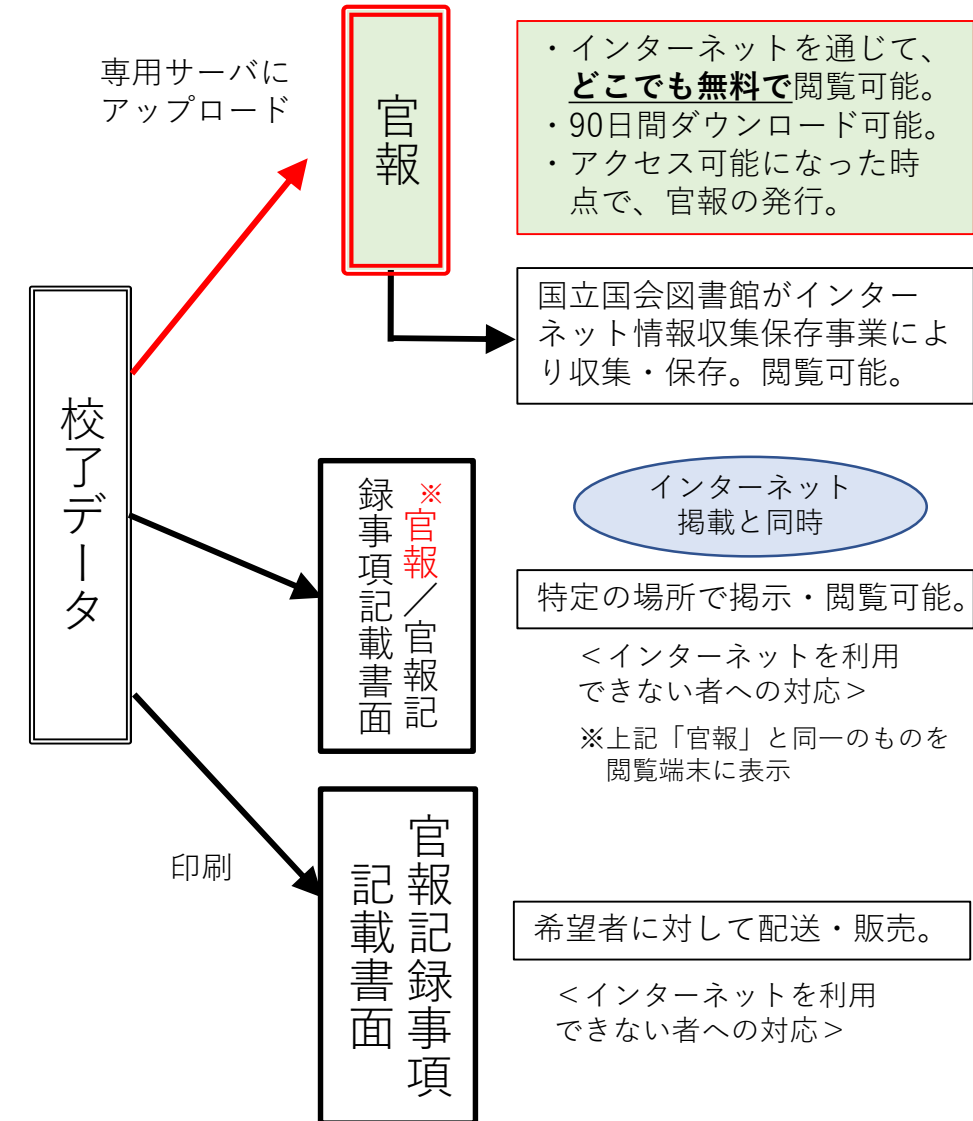
- 閲覧・ダウンロードに必要なかつ適当な期間（「閲覧期間」）、継続して官報全体をウェブサイトで公開
 - インターネットの特性（情報の加工・流用・目的外利用が容易）を踏まえ、プライバシーに配慮すべき事項等の公開期間を制限
- 当該期間経過後も引き続き、法令その他の内閣府令で定める事項については、永続的にウェブサイトで公開

※当該期間経過後、官報全体のデータについては、国立公文書館に移管して永久に保存（国立国会図書館等においても閲覧可能）

現行の紙官報



電子官報



法施行後の取組について

①技術革新を踏まえた新たな技術の導入

- 真正性の確保（現：電子署名等）、プライバシー情報の拡散等の防止（現：画像化）、長期保存 等
 - ✓ 官報の発行に関する法律では、今後の技術革新を想定し、特定の技術を法律上明記せず（技術中立化）

②利便性の向上・利活用の創出等に関する取組

- 機械可読なデータ構造の実現、e-LAWSとの連携等
 - ✓ まずは基盤的な業務に万全を期した上で、今後のシステム更改の時期を考慮して適宜取組を推進

「官報電子化の基本的考え方」（令和5年10月25日官報電子化検討会議）より

- **まずは、官報の電子化のための法整備**を行い、これまで紙の印刷物として発行されてきた官報を電磁的方法により発行することとする。そのためには、官報に記録された情報を確実に提供するためのシステムやウェブサイトの構築など、**基盤的業務に万全を期す**ことが重要である。その際、現在の「インターネット版官報」の配信に係るシステムやウェブサイトについて可能な範囲で運用の見直しなどを行った上で、引き続きこれらを活用することが考えられる。
- その上で、今後、個別制度の所管官庁での検討を踏まえつつ、関係機関において検討を行い、成案を得たものから順次取組を進めていく、あるいは**システム更改に合わせて総合的な取組を進める**ことが考えられる。その際、利便性の向上、新しい利活用の創出や業務の効率化を目指し、情報アクセシビリティを考慮した**機械可読なデータ構造の実現**、e-LAWSとの連携などによる官報に関する事務のBPRなど、**データの利活用を考慮した様々な工夫**を行う。